

内閣参質一八八第七号

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出エボラ出血熱対策への自衛隊による支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出エボラ出血熱対策への自衛隊による支援に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

海外におけるエボラ出血熱の流行を受けた自衛隊の対応については、国際社会からのニーズ、自衛隊の対応能力、外交的な意義等総合的な観点から個別具体的に検討すべきものであり、その法的根拠及び業務の位置付けについてあらかじめ網羅的に答えすることは困難であるが、今回の我が国からガーナまでの個人防護具の自衛隊機による輸送は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第四条第二項及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の四第二項第三号の規定に基づいて、国際緊急援助活動に必要な物資の輸送として行ったものである。

自衛隊が感染症の流行地域において有意義な活動を行うために必要となる能力の向上等については、その重要性に鑑み、必要な措置を講じてまいりたい。

二について

今回の我が国からガーナまでの個人防護具の自衛隊機による輸送に係る費用については、精算が終了していないため、現時点でお答えすることは困難である。

